

# 住民投票条例案審議

## 地方自治法第74条第1

項の規定に基づき、四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票

条例の制定を求める直接請求があり、開会日上程後、9月15日に直接請求代表者の意見陳述を行う機会を設け、意見陳述後、質疑、自由討議（次ページ参照）、討論を行った後、採決を行った。

※詳細は24頁に記載。

### 《意見書の要旨》

町長から提出された意見書の要旨については、次のとおり。

○「施設規模の見直し」について定義が曖昧であり、町民の意思を明らかにすることができ

ない。

結果的にこの条例案の目的である投票の結果を尊重することはできないものと考えられる。

○見直しを裏付ける理由や根拠、見直すための具体的な方法を示す必要がある。

○条例案の内容についても「施設規模の見直し」とは具体的に何を指すかなど、不明確な部分がある。また、成立要件の定めもない。

○住民投票条例が制定され、その結果として「施設規模を見直す」となれば、町（行政）としては、基本構想の議論にまで立ち返らざるを得ない。結果として、この事業そのものを「中止」せざるを得な

くなる。

### 《請求者意見陳述要約》

私たちは文化的施設の建設に反対しているものではないが、少子化の状況で現在の規模は適切ではないと考える。

町長の意見書には代替案の提示がないとあるが、個人的には現在の規模の半分若しくは3分の1の規模で十分と考える。

私たちはこれまで嘆願書、陳情書、請願書という形で民意を伝えてきたのに検討されず、今になって具体的な方法や代替案がないといわれても、聞いてもらえなかった虚しさが心に残るばかりである。

署名活動の中で最も多く聞こえてきた声が、「大き過ぎる」「もつと優先的にお金を使うところがある」という意見であっ

た。

た。

令和4年11月請願書提出とともに行った役場職員アンケート結果も7割の職員が事業費が大きいと答えていた。これらを鑑みれば、規模の見直しの必要性も理解いただければ、十分である。

また、今回の住民投票では、規模の見直しを求めない方々の意見も反映されるものと考えており、住民投票の実施に反対する理由はないものと考えている。

施設規模について、人口減少も加味して計算したというが、現在の2000㎡ありきで進んできたと思えず、ランニングコストも過少に感じられ、人口が減少していく中、1人当たりの負担が増増すると考えられるのに、規模が適正なものであるとは到底思えない。

議会の議決を経てきたこととはいえ、議会と民意との間に乖離を感じざるを得ない。議会の行った地域聞き取り調査での町民の声はどう反映されるのか。署名活動の中でも、多くの議員に対する不信感を耳にし、町政へのあきらめの声も聞こえてきた。「町政に大きな混乱を招き、多大な損失を招く」と町長の意見書にはあるが、町民の町政離れこそ大きな混乱や多大な損失を招くと思われる。

町長は先に提出した請願書について「決して3600筆の署名を無視するつもりはなかった。議会のルールによって取り上げられなかった事情を理解してほしい」と述べたが、それを聞いて私たちも町長は本当は民意を理解してくれていて、寄

り添おうとしていたがルール上無理だったのでと希望を持ち、直接請求へ踏み切る決心をした。

新型コロナウイルス感染症にも負けず、頑張つて働いて納税している町民の血税を正しく使っていただきたい。将来的に1人当たりの負担が増える中、子供たちの明るい未来を真剣に考えていただきたい。

質疑は紙面の都合上割愛します。

議会の議決を経てきたこととはいえ、議会と民意との間に乖離を感じざるを得ない。議会の行った地域聞き取り調査での町民の声はどう反映されるのか。署名活動の中でも、多くの議員に対する不信感を耳にし、町政へのあきらめの声も聞こえてきた。「町政に大きな混乱を招き、多大な損失を招く」と町長の意見書にはあるが、町民の町政離れこそ大きな混乱や多大な損失を招くと思われる。

## 自由討議

議案第45号について、議員相互間の議論を尽くし合意形成に努めるため自由討議を行った。

## 水間 淳一 議員

今までの経過は理解しているが、そのことよりも上位になるのが、主権者である町民から、直接請求が出てきたことは非常に重いものである。

そして、四万十町の最高規範であるまちづくり基本条例第24条に住民投票もうたわれている。

## 橋本 章央 議員

この住民投票条例は要るか要らないか、はっきりした投票ではない。民意を捉える意味でいえば、はっきりした投票であるべきではないかと思つて

いる。そして、町民から負託を受けた議員が議決したことを、改めて投票する意味が見い出せない。

## 中野 正延 議員

住民の思いは重く受け止めているが、規模の見直しにはさまざまな考え方があつた中、一人一人の思いが結果に反映されないのではないかと思つた。また、入札には四万十町の業者も多く関わつてい

る。

住民投票において、住民への負担や生活環境に与える影響を軽減するためにも、住民投票を行うことに疑問を感じている。

## 林 健三 議員

文化的施設整備事業は、これまで6年間の歳月を要しており、約2億円の事業費を投じてきた。

請求代表者からの住民

投票条例案は、論点が明確でない上に、規模感や方法論といった具体的な条件が示されていない。

これまで議会において予算等が可決され、工事入札や愛称募集まで進んだ

タイミングにおいて、町民の判断に委ねることは、結果がどうであれ、町政に大きな混乱を招くと思つている。

## 堀本 伸一 議員

この施設が、町民が願つて仕上がった施設であるという認識を持つことが、一番重要ではないかと捉えている。今は混沌とした状況になつている。

私は、地方自治法やまちづくり基本条例に基づいて、住民投票で住民の意思を確認する絶対的解決策でもあると考える。

## 山本 大輔 議員

住民投票条例は、このタイミングでなくとも、この規模での建設が明らかになつた時期等、もつと前段で行うことが可能ではなかつたのか。

平成29年度から、検討委員会を中心に議会の議決を経て積み上げてきたものに対し、住民投票でここに至るまでの是非が判断されていいのか。また、議会の存在意義が脅かされるのではないかと感じている。

現存の図書館、美術館の利用環境を改善し、文化振興を達成するために、時代に沿つた施設の建設を早期に実現してもらいたい。

## 武田 秀義 議員

この文化的施設の計画は、素晴らしいものがあるが、素晴らしいものができあがっている。しかし、住民に対して十分説明も

してきたというが、嘆願、申請、陳情が節目で住民から上がつてきていた。それに対して何ら声を聞こうとせず、この話を粛々と進めてきた。議会の議決でも、住民にとつては、納得できないというものがこの住民投票条例の申請であり、するべきだと考える。住民の意

思は、尊重するべきである。

## 村井 眞菜 議員

まちづくり基本条例に沿つて議員は常に執行機関とは一歩離れていないこと

が、今までの議会でなされたか。嘆願書等のアクションを受け止めてきたか。計画に異論があつたにもかかわらず一方的な説明ばかりで、建設的な議論がなされずにこ

こまで来たように感じる。

これから、まちづくり基本条例を基に町民との協働のまちづくりをする中で、行政としても合意形成のプロセスをより検討し、学習し直す必要がある。

職員アンケートの結果、内部での見直しを求める声に耳を傾けなかつたのは、職員の働く意欲を下げることにもなりかねない。

## 緒方 正綱 議員

この条例案で何をどう見直すのか、具体的なものが見えない。

投票賛否の前提になる具体的な条件が示されておらず、何について町民の意思を明らかにするのか不明確である。

議会における議決や、これまでの経過等を踏まえずに、あえて投票結果を尊重しようとするなら



ば、有効となる投票率に  
関する規定が必要だと考  
える。

**中屋 康 議員**

平成29年から6年間、  
関連予算を審議し採決し  
てきた。私は、先に進む  
べきだという視点と条例  
案の内容について、町民  
に選択を迫るときに、や  
はり規模の見直しといっ  
た曖昧な表現であれば、  
混乱が生じると考える。  
賛成する議員諸氏は、対  
案を持って考えていただ  
きたい。

町長は、立ち止まった  
とすれば、最終的には基  
本計画に返らないといけ  
ないと明言しており、立  
ち止まるわけにはいかな  
いという思いである。

**田邊 哲夫 議員**

文化的施設整備につい  
ては、最大の情報を提供

したと思う。しかし、そ  
れが十分に住民には理解  
されてなかったのが現実  
である。議会にも落ち度  
はない。

この問題に対する議決  
は、賛否が拮抗した中で  
可決されてきたことが事  
実。町民の中にも賛否が  
あり、直接請求が出され  
た。協働のまちづくりの  
観点から、住民が切実に  
思った直接請求は、法に  
反しない限りは認めて結  
果どうなるうとも、住民  
がやったという1つの盛  
り上がりは大事だと思う。

**伴ノ内 珠喜 議員**

町民に対して十分な説  
明もしてきたが、住民投  
票条例案を町民から示さ  
れたことは、住民に十分  
な理解が得られなかった  
という意味である。

民意を尊重し、その思  
いを受け止めたい。

**佐竹 将典 議員**

たくさんの方と  
お話する中で、こんな立  
派な施設がこの町に必要  
なのかという意見が非常  
に多かった。説明会にい  
った方も全く納得できな  
かったという意見であっ  
た。町長は、粛々と説明  
会も行つて、町民の理解  
を得る努力をしてきたと  
いうが、説明会の回数を  
増やすことが、町民の理  
解を得たと解釈するのは  
違うと考える。

たくさんの方と  
お話する中で、こんな立  
派な施設がこの町に必要  
なのかという意見が非常  
に多かった。説明会にい  
った方も全く納得できな  
かったという意見であっ  
た。町長は、粛々と説明  
会も行つて、町民の理解  
を得る努力をしてきたと  
いうが、説明会の回数を  
増やすことが、町民の理  
解を得たと解釈するのは  
違うと考える。

**古谷 幹夫 議員**

町民の意思とはかけ離  
れた場所にあるように感  
じている。

今回、この時期になつ  
て直接請求が上がってき  
たことをしっかりと受け止

めるべきと考える。議会  
と執行部、住民との思い  
に乖離があったというこ  
とである。

まちづくり基本条例に  
も、7つの基本理念が明  
記されており、住民投票  
条例についても明記をさ  
れている。町の主権は町  
民であると捉えたときに  
は、直接請求が上がって  
きたことを否定する意見  
は、住民を尊重する位置  
付けにならないと判断を  
している。

**下元 真之 議員**

これまで住民から、規  
模の見直しや一時休止と  
いった陳情や嘆願、請願  
が出されてきておりなが  
ら、行政も議会も、見直  
すことなく進んできてし  
まったことに対して、住  
民の意識との間に大きな  
意見の相違があったこと  
によって、住民が住民投

票条例を制定してほしい  
と上がってきたものと考  
える。

この直接請求は住民の  
立場とすれば、住民の意  
思を確認してほしいとい  
うことで提出されたもの  
と認識している。

※討論は重複部分がある  
ため割愛します。

**賛成多数により原案可決**

**9月22日**  
(再議に対する採決結果)

賛成者(9名)  
水間淳一、堀本伸一  
武田秀義、村井眞菜  
田邊哲夫、伴ノ内珠喜  
佐竹将典、古谷幹夫  
下元真之

反対者(7名)  
橋本章央、中野正延  
林 健三、山本大輔  
緒方正綱、中屋 康  
味元和義

**9月15日**

(条例案に対する採決結

果)  
賛成者(9名)  
水間淳一、堀本伸一  
武田秀義、村井眞菜  
田邊哲夫、伴ノ内珠喜  
佐竹将典、古谷幹夫  
下元真之

特別多数議決(3分の2)  
により、原案否決

反対者(6名)

橋本章央、中野正延  
林 健三、山本大輔  
緒方正綱、中屋 康



下元 真之 議員

# 目標の蔵書数が多くなり過ぎる

## 上位10%、そこを目指すべき との考えだ / 政策監

**下元 議会** への説明資料は、同じ人口規模の自治体で、図書利用者が多い上位10%の数字をまとめただものだ。これだと日中農作業などに従事する人の多い中山間地域では利用者が少なく、目標とする蔵書数が多くなり過ぎるのではないか。

**味元生涯学習課長** 生涯読書の活動推進も併せて、できるだけ多くの蔵書を進めていきたい。

**大元政策監** 上位10%の数字、そこを目指すべきだということは考えている。



図書館 書庫

**下元** 公共施設は公的資金を投入し続けないと維持できない。維持管理費は一定8000万円が目途とのことだが、今後の十和分館やデジタル資料の充実など、これで収まるのか。

**大元政策監** 時代に合ったやり方で、例えば図書購入費を抑えつつ全体的な運用を図っていきたい。

### 公共施設

# 公共施設の更新・どう考え方を整理してきたか

## マネジメント委員会で具体を協議している / 総務課長

**下元** 公共施設の更新は、将来を見越して目標値を示し、延べ床面積を減らしていく考えとのことだが、文化的施設整備事業を進めてきた中で、「公共施設総合管理計画の改定」を進めており、役場内でどのように考え方を整理してきたのか。

**池上総務課長** 公共施設のマネジメント委員会で管理計画等の具体を協議している。文化的施設は個別の財政シミュレーションを行い、今後の本町財政に大きな影響がない

形で進められてきたと理解している。



まもなく更新か

# 意思表示

○賛否の分かれた議案

○：賛成 ●：反対

議案	水間 淳一	橋本 章央	中野 正延	林 健三	堀本 伸一	山本 大輔	武田 秀義	村井 真菜	緒方 正綱	中屋 康	田邊 哲夫	伴ノ内 珠喜	佐竹 将典	古谷 幹夫	下元 真之	味元 和義	
議案第45号 四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例について	○	●	●	●	○	●	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	賛成多数 原案可決
議案第45号 四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例（再議の件）	○	●	●	●	○	●	○	○	●	●	○	○	○	○	○	●	賛成3分の2以下のため原案否決 ※特別多数議決
発議第2号 中尾町長に対する問責決議について	○	●	●	●	○	●	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	賛成多数 原案可決
議案第48号 四万十町文化的施設新築工事(建築主体)請負契約の締結について	●	○	○	○	●	○	●	●	○	○	●	●	●	●	●	●	賛成少数 原案否決
議案第49号 四万十町文化的施設新築工事(機械設備)請負契約の締結について	●	○	○	○	●	○	●	●	○	○	●	●	●	●	●	●	賛成少数 原案否決

○全会一致の議案

【9月定例】 議案	結果
承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度四万十町一般会計補正予算(第3号))	可決
議案第46号 松葉川地区定住住宅団地造成工事請負契約の締結について	可決
議案第47号 損害賠償の額を定めることについて	可決
議案第50号 高知県広域食肉センター事務組合の解散について	可決
議案第51号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について	可決
議案第52号 令和5年度四万十町一般会計補正予算(第4号)	可決
議案第53号 令和5年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	可決
議案第54号 令和5年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算(第1号)	可決
議案第55号 令和5年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算(第1号)	可決
議案第56号 令和5年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算(第1号)	可決
議案第57号 令和5年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	可決
議案第58号 令和5年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	可決
議案第59号 令和5年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算(第1号)	可決
議案第60号 令和5年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算(第1号)	可決
議案第61号 令和5年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	可決
議案第62号 令和5年度四万十町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	可決
議案第63号 令和5年度四万十町水道事業会計補正予算(第1号)	可決
認定第1号 令和4年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について	可決
発委第3号 四万十町議会決算特別委員会の設置について	可決
議案第64号 スクールバスの売買契約の締結について	可決
陳情第5-8号 四万十町桧生原の道路に関する陳情書	不採択
発議第1号 物価上昇に見合う老齢基礎年金の改善を求める意見書	可決

## 常任委員会報告

### ■総務常任委員会

6月定例会以降の活動報告を行う。

総務常任委員会では今回は4月から調査している、四万十町に3つある集落活動センターの現状と課題について、4月14日に「仁井田のりん家」、6月9日に家地川地区の「けやき」、7月14日に大正中津川地区の「こだま」の調査研究を行った。

それぞれに課題があり、それぞれに課題はあり、各担当課から対策については7年間やってこられた中で、新型コロナウイルス感染症の影響もあるが、人手不足等において、今後の経営がかなり苦しくなることである。家地川地区の「けやき」においては同じように人的体制、経営計画、

それぞれに課題があり、今後に大きな問題点がある、と調査した結果が出ている。また、「こだま」に関しては、集落活動センターの本来の意味である交流人口の活用など、

集落活動センター本来の目的がうまく機能しているように感じた。

今後、この結果を踏まえ、各担当課から対策についての資料提供もあつたので、それらを集約をした上で対策等の協議をし、執行部に対し提案ができるように調

査内容も考えている。

また、広報広聴常任委員会で地域の聞き取り調査を行った結果の中で、総務常任委員会の所管に関する内容を集約・協議し、その内容を執行部に対して提案していくという方向で考えている。



大正地域聞き取り調査①

### ■教育民生常任委員会

今期は学校教育・社会教育の振興並びに、社会福祉・老人福祉・児童福祉の2点を重点目標として委員会活動をしてきた。

6月5日、これまでの常任委員会での調査研究内容を踏まえ、先進地視察研修について協議した。

7月13日、**文化的施設整備事業の進捗について、大元政策監他からの説明を受け、質疑応答を行った。**また、6月から引き続き、先進地視察研修に向けて所管事務の課題などの検討を行った。

8月9日、去る5月20日に議員全員で行った地域聞き取り調査について、教育民生常任委員会の所管に係る部分について取りまとめを行い、各課に重点調査内容について伝えた。また、町内中学校の視察について検討を行

った。

以上が6月定例会以降の活動内容となる。今後

も所管分野について引き続き調査研究を続けたい。



大正地域聞き取り調査②



## 産業建設常任委員会

6月以降の活動を報告する。

6月定例会では、陳情案件3件を審査。

7月には、①「観光交流拠点施設整備基本計画に関すること」、②「道の駅あぐり窪川の現状と課題」について協議。

①に出された主な意見としては、

○四万十町の観光振興をどうしていくのかという視点が重要である。  
○あぐり窪川を魅力化し、情報発信力の強化を優先すべきだ。

○直近の観光実態調査資料を確認する必要がある。  
②は、道の駅全体としてキャッシュフローが非常に厳しい状況に陥っていることを確認した。

その上で、「指定管理の見直しについて」、「温泉部門の切り離し議論に

おける主な要因について、

「観光拠点施設の効果をどう考えているのか」などについて意見交換を行った。

8月の常任委員会では、①「四万十町森林組合大正集成材工場の現状について」、②「森林環境譲与税の現状と課題」、③「ひと・農地プランについて」を協議。

①に出された主だった意見は、

○閉鎖に関し、町はどういうスタンスで臨むのか。  
○販売促進等についての現状把握は十分であったといえるのか。

○展示場はその機能を十分に果たしてきたのか大いに疑問が残る。  
②に関しては

○高知県独自の森林環境税との関連について。  
○皆伐後の造林対応への取り組み。

○総合的な森林ビジョンづくりが必要ではないか。

③は、農業委員会との意見交換会に臨む予備知識として意見交換を行った。

農業委員会との意見交換会については、①地域計画策定に向けた取り組みについて、②農業の現場・実情についての2つのテーマについて、活発な意見交換を行った。

地域計画策定に関する座談会の進捗状況、農業の現場・地域の実情等に関して、一定共通認識を

深めるとともに、連携した取り組みが重要であることを確認することができた。



## 広報広聴常任委員会

9月26日(火)～27日(水) 町村議会広報研修会(東京・日経ホール)に、

広報委員7人で参加した。

法律知識の講義では、写真などの掲載物について、法律の視点から具体的な例を挙げながら、注意すべき点の解説だった。

広報誌づくりの基礎講座では、今まで取り組んできたやり方とは違う視点

の紙面づくりを学び、今後、委員会内でも議論しながら活用したい内容だった。デザインの講義では、「やってはいけないデザイン」の視点で改善

することで、伝わり方が変わることを学んだ。これらの徹底のためには統一的な意識も必要となるため、誰が取り組んでも同じ意識を共有できるように仕組みづくりの工夫も必要と感じた。



10月2日(月)大正地区(旧田野々)の各戸に、聞き取り調査で訪問した。

議員の定数や、なり手不足に対する意見、また9月議会での文化的施設の議論や大正図書館の利用状況など、さまざまな視点から住民の声を聞き取り、議員全員で共有し確認することができた。

※各地区聞き取り調査で、各委員会にかかわる事案については、議会全体で共有のうえ、内容を各委員会に振り分け、所管課と意見交換しながら対応を検討・確認している。

り、議員全員で共有し確認



# 問責決議案を可決 請負契約議案を否決

## 中尾町長に対する 問責決議案を可決

### 〈問責決議案の概要〉

今般、中尾町長より議会に提出された四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて、住民の意思を問う住民投票条例についての再議請求は、二元代表制の根幹ともいふべき議会の議決の規定及び住民の権利である直接請求権の否定につながるものが懸念される。

議会で議決された住民投票条例の事案を再議に付し、3分の2以上の議決を要する特別議決に委任したことは、町民は自治の主役であり、主権は町

民にあるとするまちづくり基本条例の最重要基本理念に背くものである。

再議により、施設規模の是非を問う機会を住民から奪ったまま文化的施設整備事業を進めていくとする町長の姿勢は、町政に混乱を招くことが

必至であり、中尾町長の責任は甚大である。

よって、四万十町議会は、中尾町長に対して猛省を促すとともに、その責任を強く問うものである。

（問責決議案に対する採決結果）

賛成者（9名）

水間淳一、堀本伸一  
武田秀義、村井眞菜

田邊哲夫、伴ノ内珠喜  
佐竹将典、古谷幹夫  
下元真之

反対者（6名）

橋本章央、中野正延  
林 健三、山本大輔  
緒方正綱、中屋 康

## 四万十町文化的施設新築 工事（建築主体、機械設備）請負契約議案を否決

### 〈質疑の概要〉

緒方議員からは、入札から落札に至るまでに法令に基づいた手続きによって成立したものであったかどうかを中心にした質疑があり、池上総務課長からは、法令に従って厳密に行った旨の答弁があった。

### 〈討論の概要〉

#### 下元議員（反対討論）

これまで、請負契約の

締結については、法令に基づいた適正な入札手続きを経て落札者が決まっている以上、それを否定するには合理的な理由が求められること。また、

議会による契約締結の可否判断に際しては、利害関係者や住民の思いといった感情的な要素は排除して、法令の趣旨に照らした客観的な判断が求められるということ。これ

らを理解した上で、これまでの裁判における控訴審判旨を根拠として以下3つの視点で反対の判断根拠とした。

①6年間に渡る議論の間で、社会の中に大きな変化、大変革があつており、行政側の対応は、柔軟に社会の大変革、変化を受け入れるべきだ。

②必要最低限という根拠の問題。住民から直接

請求のあった条例案議論で施設規模の根拠を改めて振り返ることができた。

③公共施設のライフサイクルコストの視点。以上の視点から、行政側にこそ今の社会状況や条件に合っているかという観点が必要であったとの立場で反対討論とする。

緒方議員（賛成討論）  
地方公共団体発注の工事に係る請負契約の締結については、最終判断は議会に委ねられているが、法令に基づいた適正な入札手続きを経て落札者が決まっている以上、それを否定する合理的な理由がないと判断。よって、請負締結議案については賛成すべきである。

は賛成すべきである。

（請負契約議案に対する採決結果）

賛成者（6名）

橋本章央、中野正延  
林 健三、山本大輔  
緒方正綱、中屋 康

反対者（9名）

水間淳一、堀本伸一  
武田秀義、村井眞菜  
田邊哲夫、伴ノ内珠喜  
佐竹将典、古谷幹夫  
下元真之



# 住民投票条例案の廃案までの動き

文化的施設整備事業の施設規模に関して、施設規模の見直しを主旨として、住民投票条例の制定を求める直接請求が、8月30日に町長に提出受理され、今議会に条例制定の是非を問う議案が町長の「意見書」を添えて上程されたもの。



9月13日に、町長から施設規模については、複合施設整備の根幹に関わる点、規模見直しとなる点と基本構想にまで立ち返ることになること。また、投票を問う内容が不明確等との「意見書」が付されて議案が上程され、9月15日に請求代表者の意見陳述を受けた後に議案が審議された。

討論を経たのち、審議採決に臨んだ結果、条例制定に賛成9名、反対6名を持って条例制定案を可決。

この結果を受け、町長から地方

自治法第176条第1項の規定により、「住民投票を実施するとなる場合の内容の議論が不十分。求めようとする町民の意思を明確にすることができず、期待した結果が得られず、町政に大きな混乱を招く」等の理由を付して「再議」（別途注釈）が上程された。再議の内容、取り扱いについてそれぞれの立場から審議、討論が行われた後、住民投票条例案に賛成9名、反対7名で否決された。

（再議の採決は3分2以上の数を持って採決要件となる。また、議長も採決に加わることができ

この結果、議案第45号

四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例は廃案となった。

## （注釈）再議権

首長（町長）の権利で「拒否権」とも呼ばれ、「議会が行った条例制定や予算などに関する議決に意義がある場合、再度の審議と議決を求めることができる」首長の権利である。

これが行使されれば議会側は改めて審議・議決し、その場合は出席議員の3分の2以上の同意がなければ当初の議決は無効となる。

## 表紙の紹介

秋風に揺れるコスモス  
花言葉は「調和」「謙虚」



町行政の運営において、「町民」「議会」「行政」の調和は必要不可欠です。今まさに町民・議会・行政との調和が求められている時ではないでしょうか。町内には、町民の方々の取り組みにより数多くの場所で可憐な花を咲かせています。

## 編集後記

議会だよりの作成も3度目になりましたが、まだまだ戸惑うこともあります。9月に行われた、町村議会広報研修会での研修を活かし、よりよい議会だよりを目指し取り組んでまいります。

（中野 正延 記）



## 【広報広聴委員会】

- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 下元 真之 |
| 副委員長 | 山本 大輔 |
| 委員   | 中野 正延 |
|      | 武田 秀義 |
|      | 村井 眞菜 |
|      | 中屋 康  |
|      | 伴ノ内珠喜 |
|      | 古谷 幹夫 |

# 一般質問 執行部を質す



中屋 康 議員……………P.8

- 町内高校の存続に向けた動きは
- 国道・県道・町道の除草仕分けは



村井 眞菜 議員……………P.9

- まちづくり推進協議会を設置すべきでは
- 統合に向けての対策は充分か（学校統合）



山本 大輔 議員……………P.10

- 当初の計画を達成できるか疑問（観光交流拠点施設）
- 特産品や新たなブランド化を図りPRすべき（インバウンド）



佐竹 将典 議員……………P.11

- トレーニング器具の整備予定は（B&G海洋センター）
- 今後の計画のイメージはあるか（観光交流拠点施設）



伴ノ内 珠喜 議員……………P.12

- 廃校校舎の対応について問う
- 教員住宅の利用について



堀本 伸一 議員……………P.13

- 諮問機関の答申をどうとらえているか（**文化的施設**）
- 工事請負契約の否決は損害賠償の対象になるのか（**文化的施設**）



田邊 哲夫 議員……………P.14

- どうする**文化的施設**
- 町民への生活支援を

一般質問は議員自身の考え方をもちに、持ち時間一人60分の制限時間の中で、町長や教育長の方針・考え方を問うもの。12月議会では7人の議員が質問。議会だよりでは質問と答弁を要約し掲載する。



# 文化的施設



堀本 伸一 議員

## 諮問機関の答申をどうとらえているか 真剣に議論を重ねてきた熱い思いの結集である

／教育長

**堀本** 確認の意  
味で質問をする。  
今回、文化的施設  
工事請負契約  
が議会で否決と  
なった。それに  
伴い町内5団体  
より議会に対し  
意見書が提出さ  
れたが、この5  
団体は町の諮問  
機関か参与機関  
か何う。



**味元生涯学習課長** 図書  
館協議会、社会教育委員  
会、美術館運営協議会は  
町の諮問機関である。

なお、文化的施設検討  
委員会は基本計画策定ま  
でを町の諮問機関として  
活動してきたものである。

**堀本** 諮問機関であれば、  
答申はあくまでも参考意  
見として受け止め、本町  
の実態を詳細に把握した

事業計画を作成し町民の  
同意を得るのが執行部本  
来の務めであるがどうか。

**山脇教育長** 各団体は文  
化的施設に対し熱い思い  
を持って真剣に議論を重  
ねてきた。実現を目前に  
して工事請負契約が否決

された状況は本当に残念  
な思いであり、意見書や  
要望書の提出は当然の思  
いと理解する。

### 文化的施設

## 工事請負契約の否決は損害賠償の 対象になるのか

## 司法の判断となる／総務課長

**堀本** 工事請負契約で重  
要契約の締結を議会が否  
決をした場合、契約の相  
手より損害賠償の請求は  
法的に成立するの何う。

**池上総務課長** 本町の仮  
契約書の中で発注者（四  
万十町）は「四万十町議  
会で議決を得られなかつ  
た場合でも受注者に対し  
いかなる責任も負わな  
い」とされており、一義  
的には町のほうに責任は  
ないと解釈している。

また、仮に訴訟が認め  
られた場合には、あくま  
でも制度上の司法判断に  
なるので安易に結論を口  
にすることはできない。

**堀本** 工事請負契約の仮  
契約はあくまでも行政手  
続きの一環であり、本議  
会で議決（可決）を経て  
はじめて本契約となるの  
である。

たいが、今回の議決過程  
においては非常に疑念を  
持つており理解に苦しむ  
状態にある。

ではなぜ  
本議会に計  
る必要を用  
するのか、  
議決の認識  
を町長に聞  
く。

**中尾町長**  
議会の議決  
を否定する  
ものではな  
く結果は尊  
重していき



四万十町立美術館の展示室

## 文化的施設

## どうする文化的施設

## 3月定例会までに判断する／町長



田邊 哲夫 議員

**田邊** 9月定例会で住民投票条例案と請負契約議案が否決となった。町民の提出した住民投票条例案には不備があるとの点で、町長は再議権を行使し、議会は条例案を否決した。

多くの町民は文化的施設の必要性は認めている。建設後の管理・運営面で多くの経費が必要となるので、文化的施設は見直



しを要望している。このままでは町と議会は平行線のみである。町長は今後、この問題の解決をどう考えているのか。

**中尾町長** 今の段階では中止せざるを得ない状況にある。今後は議会との意見交換を持ちながら、道筋を考えていきたい。

## 生活支援

## 町民への生活支援を

## 町民生活は大変厳しい／町長



生活は大変厳しくなっています

**田邊** 町民はエネルギー、物価高騰などの影響で生活が大変厳しい状況となっている。町長は現状の町民生活をどう捉えているのか。また、国は低所得世帯に対して7万円を給付することが決定した。年内に給付するのか。また、町独自の支援策をどう考えているのか。

**中尾町長** 本町は第一次産業の町であり、経済の復旧が厳しい状況であり町民生活は大変であると認識している。国の特別給付金の7万円は予算計上するが、年内支給は厳しい。町の独自支援については、今後検討していきたい。

# 議会報告会

12月4日四万十町農村環境改善センターにおいて、**文化的施設整備事業をテーマとして議会報告会**が開催された。

今回の議会報告会は、町内団体より議会報告会の開催を要望する意見書などが提出され、議会内で協議・検討を行い、重要案件である文化的施設整備事業について、町民の皆様へ報告する必要があると判断し、全町民を対象に開催することとなった。

当日は文化的施設整備事業に関する議会での審議の一連の流れを議長が説明し、全議員が請負契約議案の賛否の意思表明に至った経緯を述べた。

また、意見書・要望書

の提出があった各団体の代表より質問を受け付けて、その後参加者との質疑応答を行った。

今後も、議会として重要施策の審議にあたっては、住民の皆様には十分な説明責任を果たすよう努めていきたい。

## 議会報告会の感想(抜粋)

○住民の90%が建設反対なのに、本日の参加者の7名は賛成、1名の反対とメンバー構成が不公平である。

○試行錯誤を繰り返し、出てきたものが文化的施設案だったと思うが、今までの議決を全く無視する議員の発言が残念だった。

○住民投票をすべきだと思います。

○町民の意見があったからといって町の財政的に文化的施設が建設維持できるのなら計画を進めるべきと思う。

○建設価格について、単に大きい金額ということではなく、何故その金額になっているのかを理解し、町民に説明できるのでしょいか。

○町民から反対意見が出た際に、意見は重く受け止めつつ、何故この金額なのか、規模なのかまずは説明する必要があるのではと感じます。

○今回のような収束しない報告会を開催しただけで終わるのではなく、対話の場をつくり続けていきたいです。

○議員の方は声が出せない

い方たちの居場所づくりをしつかり考えてほしいと思いました。

○住民投票条例は、この案件に行使するのはふさわしくありません。住民の命や生活に深くかわること(例えば原発など)に行使すべきです。

○当初の計画どおり15億円以内で立派な施設をつくってほしい。

○規模の見直しは必要なことなのではと思いましたが、声の大きな方々の意見しか通らないのではいけないと感じます。

○今の図書館は子どもが学習利用をしていないから新しい施設でも利用しないと、言い切ら

れた議員の方、そして自分達が受けられないなかつた(恩恵)から

今後の子ども達にも必要ないと言われた議員の方の発言で改めて四万十町の文化的レベルの低さと、その人を議員として選んだ四万十町民の民度の低さを痛感しました。

○自分の中で持ち続けていた意見、批判的に捉えていた意見、今回の報告会の中で、見方や捉え方が変わるような話もありました。

○町全体予算のうち、わ



ずか0.4%の支出もせず、未来への投資もしない四万十町を情けなく思います。誰がこの町でこれからも子育てしようと思えますか。

○請負契約議案否決については、ここで納得できる理由が聞けるものと思っていきましたが、それには至らず残念です。

# ありがとう どうもなっちゃん ちゅうりゅうぜい



「議会改革調査特別委員会」  
何を議論して  
るの？」

令和5年6月定例議会  
において議会改革特別調  
査委員会（以降は議改革  
委と記す）が設置され、  
時代に合わせた議会運営  
の在り方や課題解決に向  
けて取り組みを進めてい  
ます。議改革委での議論  
の一部分をQ&Aの形式  
で紹介いたします。

Q どうして議改革委  
を設置するようにな  
ったが。

A 全国的な課題とし  
ての議員のなり手  
不足（若い世代や女性議  
員を含む）や、今後急激

に進む人口減少社会の中  
での議員定数の在り方・  
適正化、また政務調査費  
を含む議員報酬の在り方  
や議会の見える化（動画  
配信）・デジタル化など  
多岐にわたって議論する  
必要性から設置となりま  
した。

Q そりゃあ課題がい  
っぱいやけど、  
いっぺんに何もかももの議  
論が進むかよ。

A 4年間の議員任期  
の中で、前半の2  
年間でまず議員定数と報  
酬（政務調査費を含む）  
の考え方は一定の整理を  
し結論を出すよう集中し  
て議論しています。

Q 例えばどんな議論  
をしてきたがぜよ。

A 委員会の数につい  
て、四万十町議会  
（定数16人）では3つの  
委員会（総務6人・教育  
民生5人・産業建設5人）  
を中心にしていますが、  
議員定数が減った場合に  
2つの委員会では対応でき  
るか先進議会の現状を視  
察・意見交換しながら、  
課題や問題点が出ていな  
いか、議会として機能す  
るかなど調査を進めてい  
ます。

Q 議員のなり手不足  
はどんな感じよ。

A 山形県庄内町議会  
では議員選挙で定

数割れ（定数16人／候補  
者15人）となった後、特  
別委員会を設置し議論を  
重ねて対策を練り、結果  
として大きな成果（定数  
14人／候補者20人）を上  
げています。議改革委で  
は、その他の先進議会も  
含めてビデオ会議システ  
ム（ZOOM会議）を利  
用するなど、改革や対策  
の身を意見交換しなが  
ら調査していくよう検討  
中です。

※議改革委では、令和6  
年12月定例会で四万十  
町議会の議員定数と議  
員報酬（政務調査費を  
含む）について一定の  
結論を出す方向で議論  
を進めています。

## 表紙の紹介

令和6年1月2日  
二十歳の集い

今年20歳を迎えた若者た  
ち。

ふるさとの想いを胸に力  
強く世界へ羽ばたいてくだ  
さい。

令和6年1月14日  
第57回四万十町十和  
駅伝大会

新年青空のもと、子ども  
から大人たちのタスキリレ  
1。



## 編集後記

元旦に発生した能登半島  
地震においては、お亡くな  
りになられた方々のご冥福  
をお祈りするとともに被災  
された方々にお見舞いを申  
し上げます。

議会改選から議会だより  
も4回目の発行となりました。  
手元に届く頃は新年を  
迎えられていることと思  
います。

今年1年が皆様にとって  
実り多い年になるよう心よ  
りお祈り致します。

今後とも議会だよりに対  
しご支援、ご理解をよろし  
くお願い致します。

（武田 秀義 記）

## 【広報広聴委員会】

- 委員長 下元 真之
- 副委員長 山本 大輔
- 委員 中野 正延
- 武田 秀義
- 村井 眞菜
- 中屋 康
- 伴ノ内珠喜
- 古谷 幹夫